

第4章 今後の障害者施策の展開に向けて

1 地域で支える基盤づくり

(自助・共助・公助のバランス)

西東京市では、

自助・共助・公助のバランスを考えながら地域における支援体制を築きます。

市民がボランティア活動に参加しやすいまちにします。

地域や社会福祉協議会が進めている地域福祉活動を支援します。

(仮称)障害者福祉総合センターを地域に開かれた施設として活用します。

(1) 地域における支援体制の整備

施策名	施策内容	担当課
地域の支えあいネットワークの充実	支えあいが必要な障害者や子育て家庭、見守りが必要な高齢者などを地域で支援していくため、地域の民生委員・児童委員、市民による協力員、介護相談員、ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉協議会、町内会・自治会、事業者などによるネットワーク形成を図っていくことが大切です。 小学校通学区域を単位として活動している「ふれあいのまちづくり事業」を基盤とし、小地域での総合的地域ケアシステムを整備し、地域の支えあいネットワークの充実を図っていきます。	生活福祉課 関係各課
地域住民、事業者、社会福祉に関する活動を行う者の協力	社会福祉法では、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。」と述べられています。本市においても、社会福祉法の理念に基づき、地域住民、事業者、社会福祉活動を行う者及び市が互いに連携し、協力し合いながら、地域における障害者福祉を推進していきます。	障害福祉課
地域資源の活用	障害者の地域生活における課題を解決し、ニーズを満たしていくためには、できる限り現在ある地域資源を活用しながら、それぞれの地域で対応していくことが望まれます。市内には、障害者福祉施設のみならず、各種福祉施設、教育関係施設など多くの公共的な施設があることから、関係部局の連携・調整による様々な工夫により、できる限り既存の資源を障害者福祉の資源として活用していきます。 また、施設のみならず、専門職としての資格や経験・知識を有している市民の活用等、地域の福祉人材の確保にも努めます。	障害福祉課 関係課

施策名	施策内容	担当課
「西東京市地域福祉計画」及び「西東京市地域福祉活動計画」との連携	本市における地域福祉を推進していくにあたっては、市の「地域福祉計画」及び西東京市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」がそれぞれ基本となる方向性を示しています(両計画とも平成21年度改定)。今後、障害者基本計画に基づき様々な障害者施策等を進める際には、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との整合、連携を図りながら、より有効な施策となるよう努めます。	生活福祉課 障害福祉課
「市民活動団体との協働の基本方針」に基づく協働の推進	平成20年2月に策定した「市民活動団体との協働の基本方針」に基づき、障害者福祉分野においても、NPO団体(非営利組織)など社会貢献的な活動を行う市民活動団体と市とが相互に協力し合って課題を解決していく「協働」を進めていきます。	企画政策課

(2) ボランティア活動の推進

施策名	施策内容	担当課
ボランティア活動への支援	障害者の地域での自立生活を支援するには、「ちょっとした手助け」をはじめとする市民の自主的なボランティア活動が大切な役割を担っています。今後も、社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティアを幅広く受け入れながら、ボランティア活動を支援する体制をつくります。	障害福祉課 (社会福祉協議会)
ボランティアの育成支援	障害者を支援するボランティア活動については、その内容によって十分な教育・訓練等が必要になる場合もあり、社会福祉協議会と連携しながら、活動内容についての研修会や体験講習会を開催するなど、十分な知識を備えたボランティアの育成を支援します。	障害福祉課 (社会福祉協議会)

(3) 障害者福祉基盤の整備

施策名	施策内容	担当課
障害者福祉基盤の整備	身近な地域で自分に合ったサービスを選択し、利用できるよう、社会福祉法人やNPO法人、地域の活動団体等の協力を得ながら、障害者福祉基盤の整備を進めます。	障害福祉課
障害者自立支援法に基づく新体系への移行推進	市内作業所等の新体系への移行を推進するため、市として、最大限の支援を行っていきます。具体的な支援内容については、東京都の実施する支援策や作業所の実情等を踏まえ、さらに検討を進めていきます。	障害福祉課
(仮称)障害者福祉総合センターの設置	(仮称)障害者福祉総合センターは、障害の種別にかかわらず、西東京市内に居住する障害のある人の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点とし、併せてノーマライゼーションの促進を図るため、地域に開かれた施設とします。 平成20年度:基本設計・実施設計 平成21・22年度:施設建設 平成23年度:センター開設	障害福祉課

【(仮称)障害者福祉総合センター】

建設場所: 西東京市田無町四丁目17番14号 平成23年3月竣工予定

施設内容:

- 4階 生活介護事業所
- 3階 生活介護事業所、多目的室
- 2階 地域活動支援センター、会議室、情報コーナー等
- 1階 相談支援センター、就労支援センター、喫茶コーナー、交流スペース、生活訓練室、防災備蓄倉庫等
- 地階 雨水貯留槽、防火水槽、機械室等



2 快適に過ごせる環境づくり

(ハードとソフトのバリアフリー)

西東京市では、

市民が障害や障害のある人の理解し、行動できるよう広報活動等を進めます。
ユニバーサルデザインの考え方をもってまちづくりを進めます。

(1) 障害と障害のある人への理解

施策名	施策内容	担当課
広報・啓発活動の充実	市報や市ホームページ、各種行事等を活用した積極的な広報・啓発活動を進めるとともに、「障害者週間(12月3～9日)」の趣旨について広く市民の理解・協力を得るように努めます。 平成19年度の障害者週間には、「どうする!? 西東京市の障害者支援 ～市内通所施設の移行について～」をテーマとした講演とシンポジウムを開催し、80名の市民が参加しました。	障害福祉課
福祉教育の推進	子どものころから福祉について理解を深め、障害や障害者に対する正しい知識をもつことは大切であり、今後も学校における「総合的な学習の時間」等を活用しながら福祉教育を実施していきます。	教育指導課
施設と地域の交流促進	障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になり、地域における日常的なかかわりあいの中で暮らしていくことができるよう、各種交流事業への支援に努めます。 なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、屋外広場、交流スペースを設置し、障害のある方と地域住民との交流を推進します。また、会議室を設置し、市民に貸し出しを行います。	関係各課

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

施策名	施策内容	担当課
人にやさしいまちづくりの推進計画の策定	<p>「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、「人にやさしいまちづくり推進計画」によるまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念の普及・啓発に向けた教育・学習に関する事項 ・ 人にやさしいまちづくりに係る情報の提供・交換に関する事項 ・ 高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進に関する事項 ・ 公共施設のバリアフリー化の推進に関する事項 ・ 小規模店舗等のバリアフリー化の推進支援策に関する事項 ・ 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保に関する事項 ・ 公共交通機関のバリアフリー化に向けた交通事業者への協力要請に関する事項 ・ 緑地の確保及び保全による良好な自然環境及び居住環境に関する事項 ・ 前各号に掲げるもののほか、人にやさしいまちづくりに関する施策に必要な事項 	都市計画課
公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	<p>公共施設等の整備にあたっては、「人にやさしいまちづくり条例」や「人にやさしいまちづくり推進計画」、また「東京都福祉のまちづくり条例」等に基づいてバリアフリー化を進めるとともに、計画の段階からユニバーサルデザイン化を検討し、当事者及び関係者と事前協議・意見調整を十分に行うことにより、実際に利用者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターは、バリアフリー化を徹底し、障害のある人だけでなく、すべての利用者が利用しやすい施設とします。</p>	都市計画課 関係各課
歩行環境の整備	<p>歩道の段差解消や歩車道の分離を進め、障害のある人や高齢者、妊産婦などすべての市民が安全に通行できる歩行者環境の整備を進めます。視覚障害者誘導用の点字ブロックについても、利用状況・利用意向を把握しながら、計画的な整備に努めます。</p>	都市計画課 道路管理課 道路建設課
障害者専用駐車スペースの確保	<p>公共施設等の駐車場においては、できる限り玄関付近に障害者専用あるいは優先で使用できる駐車スペースを確保するように努めます。また、多くの市民が利用する公共的建築物についても、障害者専用スペースを確保するよう助言・指導を行っていきます。</p>	都市計画課 関係各課

施策名	施策内容	担当課
市内鉄道駅のバリアフリー化の推進	市内5つの鉄道駅周辺は、駅や商店街通り、公共的施設など、市民の利用も多く、バリアフリー化整備を重点的に推進すべき地域として位置づけ、鉄道駅のバリアフリー化を推進します。これまで、「人にやさしいまちづくり事業」(国庫補助事業)等を活用し、エレベーター、エスカレーター、自由通路の整備に対して支援を行っています。	都市計画課 再開発課
福祉マップ(バリアフリーマップ)の作成	障害者や高齢者等がまちに出る際に役立つ、施設等のバリアフリー情報をまとめた、市民の手によるバリアフリーマップづくりを進めます。	生活福祉課 関係各課
学校施設のバリアフリー化	学校教育施設は災害時の避難場所にもなることから、校舎・体育館等の建て替えや大規模改修に際しては、バリアフリー化を順次進めます。	学校運営課
市民への正しい情報提供、意識啓発の推進	視覚障害者誘導用の点字ブロックを敷設しても、点字ブロックの上に自転車や物が置かれていれば、視覚障害者の利用を妨げることになります。また、障害者専用駐車スペースが確保されても、障害のない市民が車を停めてしまえば、障害のある方は車を停めることができません。このように「人にやさしいまちづくり」を進めるには、施設・設備を整備するだけでなく、市民一人ひとりが、障害のある方々の状況を理解し、行動していくことが大切であり、市民への正しい情報提供、意識啓発に努めます。	都市計画課 道路管理課 関係各課
バリアフリー新法に基づく基本構想の策定	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための基本構想の策定について、検討を進めます。	都市計画課

【人にやさしいまちづくり条例】

西東京市では、高齢者、障害者、大人も子供もすべての市民の社会的自立や社会参加を容易にし、住み慣れた地域で豊かな生活ができるように、平成19年12月「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。(条例施行日 平成20年4月1日)

(3) 外出の支援

施策名	施策内容	担当課
利用しやすい移動手段の整備・充実	障害者や高齢者などが利用しやすい移動手段の整備・充実を推進します。	障害福祉課 高齢者支援課 都市計画課
移送サービスの充実	障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスの充実を図ります。 平成 20 年度には、市及び西東京市社会福祉協議会が運営している福祉車両以外に、特定非営利活動法人 6 団体が移送サービスを実施しており、今後も、サービスの利用状況・利用意向等を把握しながら、より利用しやすいサービスの実施を目指します。	障害福祉課 高齢者支援課
身体障害者補助犬法の周知	身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。	障害福祉課
ハンディキャブ	車いすを使用している歩行が困難な障害者と重度の視覚障害者を対象に、車いすのまま乗車できる自動車を運行・送迎しています。	障害福祉課
自動車運転教習費用の補助	一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部を助成します。	障害福祉課
自動車改造費の助成	就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある身体障害者に対して、操向装置及び駆動装置の改造に要する費用の一部を補助します。	障害福祉課
自動車燃料費の助成	在宅心身障害者またはその同居の家族が所有し、運転する自動車等の燃料費の一部を助成します。	障害福祉課
タクシー料金の助成	電車・バス等の通常の交通機関を利用することが困難な在宅心身障害者がタクシーを利用する場合に、その利用料金の一部を助成します。	障害福祉課
身体障害者補助犬の給付	都内でおおむね 1 年以上居住する 18 歳以上の方でそれぞれの条件を満たす方に対して補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。(東京都の制度です。)	障害福祉課 東京都

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

(主体性のある社会参加)

西東京市では、

- 一人ひとりの個性や特性を踏まえた教育内容の充実を図ります。
- 労働部門と福祉部門が一緒になって就労支援を進めていきます。
- 福祉施設における工賃水準の向上をめざします。
- 様々な余暇活動を障害のある人もない人もともに楽しむ機会を拡大します。

(1) 育成支援体制の整備

施策名	施策内容	担当課
子ども総合支援センターの充実	平成 20 年度に、こどもの発達センターと子ども家庭支援センターの機能を併せ持ち、子育てに関する相談・交流・一時保育・発達支援などを総合的に支援する「子ども総合支援センター」を設置しました。今後も同センターの機能を充実させるとともに、障害がある、ないに関わらず、親子や多様な年齢の人が集う場所とし、市民の子育てボランティアやグループの活動、ネットワークづくりを進めます。	子ども家庭支援センター
療育・教育相談事業の推進	電話・来所・巡回等、多様な形態での療育や教育に関する相談を推進します。 「こどもの発達センターひいらぎ」では、成長や発達に心配のある就学前の子どもについて相談、通園、外来療養を行っています。平成 20 年度には新たに建設した西東京市住吉会館ルピナス内に設置された子ども総合支援センターに統合されました。 「教育相談センター」では、幼児から高校生年齢までの子どもについて、子どもや保護者のカウンセリングを行っています。	子ども家庭支援センター 教育指導課 (教育相談センター)
ファミリー・サポート・センターにおける障害児利用の充実	保育ニーズに対応した相互支援体制であるファミリー・サポート・センター事業において、情報をわかりやすく提供する方法のほか、障害児利用の充実を含む総合的な検討を行います。	子ども家庭支援センター
障害児の幼稚園入園に対する支援	障害のある子どもの幼稚園への入園については、保護者に対する相談・助言・情報提供等の支援に努めます。	子ども家庭支援センター
ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談の実施	ことばの発音の誤りや、ことばの発達の心配がある子ども・保護者に対して、言語訓練・言語相談を行います。	教育指導課 (教育相談センター)

施策名	施策内容	担当課
心身障害児通所訓練施設 ひよっこ	心身に障害を有する乳幼児等に対し、隣の西原保育園との交流保育を基礎として、個別指導・生活指導を行い、社会的自立を助長します。外来者相談や個別指導及び幼稚園・保育園に通っている障害のある子どもについての相談や指導も行っています。	保育課
こどもの発達センターひいらぎ	成長や発達に心配のある就学前の子どもを対象にした施設です。0歳から2歳半を対象にした母子参加グループ「めだか」、2歳半から就学前を対象にした単独療育グループ「くじら」、幼稚園・保育園通園児を対象にした課題別学習グループの「まんぼう」の3グループがあります。相談会、外来療養も行っています。	子ども家庭支援センター
心身障害児放課後対策事業 さざんかクラブ	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、調理実習、工作、音楽遊び等を行っています。	障害福祉課
放課後対策事業 ばんび	心身障害児を対象に、放課後、スポーツ、遠足、山登り、ダンス等を行う心身障害者デイサービスグループへ助成しています。	障害福祉課

(2) 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進

施策名	施策内容	担当課
特別支援教育の充実	<p>平成 18 年に「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、従来の盲・聾・養護学校の制度は特別支援学校の制度に転換されました。本市でも平成 19 年度から従来の心身障害教育(特殊教育)から特別支援教育に転換、スタートしました。</p> <p>具体的には、「学校体制の整備」、「教育環境の整備」、「相談及び支援体制の整備」、「教員の資質の向上」、「保健福祉等の分野との連携」を基本的な体系として、校内委員会の整備や特別支援教育コーディネーターの指名・養成、専門化チームの設置、巡回相談の実施、副籍制度の導入等を行っています。また、庁内関係各課やその他の関係機関と連携を図るとともに、リーフレットを作成・配布し、制度の内容の理解啓発を図っています。</p> <p>今後も引き続き、特別支援教育の充実を図っていきます。</p>	教育企画課 教育指導課
障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の確保	<p>学齢児を対象に、「西東京市子ども総合支援センター」で療育・リハビリを提供します。</p>	子ども家庭支援センター
障害児放課後活動としての常設場所の確保の検討	<p>障害のある子どもたちが、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後活動の常設場所の確保を検討します。</p> <p>なお、平成 19 年度からは、東伏見 3 号分庁舎を放課後活動の常設場所として事業を実施しています。</p>	障害福祉課 児童青少年課

(3) 適性や能力に応じた就労の場の確保

施策名	施策内容	担当課
就労援助事業の実施	<p>就労支援コーディネーター及び生活支援コーディネーターを配置し、職業相談、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援等とともに、日常生活及び社会生活上必要な生活支援を行います。また、地域における就労支援ネットワーク(ハローワーク、商店会、事業主団体、養護学校、市、保健所、通所授産施設、作業所等)の整備を図ります。</p> <p>現在は、障害者就労支援センター「一歩」で各種支援を進めており、平成 19 年度の実績は、登録者 72 名(うち一般就労者 42 名)となっています。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターの設置後は、障害者就労支援センターを西原総合教育施設から移転・設置し、より充実した形で就労に対する支援を行っていきます。</p>	障害福祉課
就労機会の拡大	<p>養護学校や公共職業安定所(ハローワーク)と連携し、障害者の就労機会の拡大を図るとともに、障害者が身近な地域において安心して働き続けられるよう、障害者として雇用に努めるほか、地元企業、社会福祉法人、NPO、民間団体等の協力を得ながら雇用の促進を図ります</p> <p>具体的には、ハローワーク三鷹主催の「障害者雇用連絡会議」、東京都主催の「障害者就労支援関係機関意見交換会」、市が主体となって実施している「多摩地区障害者就労支援事業連絡会」等を活用し、支援策の検討や情報交換等を行っています。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは喫茶コーナーや館内清掃など就労訓練の場を確保します。</p>	障害福祉課
授産製品の販路拡大	<p>授産施設等で製作された製品の展示・販売を促進するため、地域のイベントへの出品、参加、交流機会の拡大を図ります。その他、販路拡大に有効な方策について検討を進めます。</p>	障害福祉課 関係各課
障害のある人への就労に関する学習支援	<p>障害のある人が、主体的に就労に向けた能力開発が進められるよう、就労支援に関する学習機会や学習情報の提供を行います。</p>	社会教育課
就労訓練の実施	<p>平成 19 年度から、就労訓練の一環として市役所内を訓練の場として提供しています。今後は、さらに受入れ部署、受入れ人数等の拡大に努めていきます。</p>	障害福祉課

(4) 余暇活動・生涯学習活動の充実

施策名	施策内容	担当課
生涯学習の推進	<p>障害のあるなしにかかわらず、すべての市民が生涯を通じて、いつでも自由に学習する機会があり、自己実現を図ることができるよう、学習・文化・スポーツ・レクリエーションなどの生涯学習活動を推進します。推進にあたっては、市内の関連機関や民間事業者、非営利団体などと連携を図り、市民が利用しやすい生涯学習を提供します。</p>	<p>社会教育課 スポーツ振興課</p>
障害者の社会参加機会の充実	<p>障害者のスポーツや芸術活動、レクリエーション等の機会を充実するとともに、心身に障害のある児童・生徒の地域活動促進事業を推進します。 平成 19 年度からは、NPO法人に委託し、スポーツ支援事業を開催しており、参加者は延べ 345 名となっています。</p>	<p>障害福祉課 関係各課</p>
図書館事業の充実	<p>図書館では、現在「広報テープの貸出」「録音資料の貸出」「プライベートテープの作成」「対面朗読」「点訳」「布の絵本・さわる絵本」「宅配」「資料の郵送貸出」などのハンディキャップ・サービスを実施しており、今後も引き続き、各サービスの提供に取り組んでいきます。また、市民誰もが利用しやすい図書館に向けて、施設の計画的な改修を行っていきます。</p>	<p>図書館</p>
公民館における知的障害者学級の実施	<p>知的障害者が地域での余暇活動を通じ、地域住民との交流、連携を図る知的障害者学級を実施します。また、すべての人が地域で学びあうことの大切さを実感でき、より豊かな生活に向かえるような学習機会を提供します。</p>	<p>公民館</p>
ゲストティーチャーや講師としての活用	<p>ボランティア養成の各種研修や、学校における福祉教育などにおいて、障害のある人が講師となって体験談などを自ら語り、伝えていける機会を増やします。また、文化・スポーツ活動など、専門的な知識・技能を活かし、各種講座等で講師として活躍できるよう、情報提供等を行います。</p>	<p>社会教育課 関係各課</p>

4 安心して暮らせるまちづくり

(個人の権利といのちを守るしくみ)

西東京市では、

判断能力が不十分な人も安心して暮らせるよう相談窓口を充実します。
 第三者サービス評価を活用し、サービス事業者の客観的な情報を提供します。
 災害時要援護者対策を十分に検討・構築します。
 かかりつけ医、かかりつけ医の普及を図ります。

(1) 権利擁護体制の活用

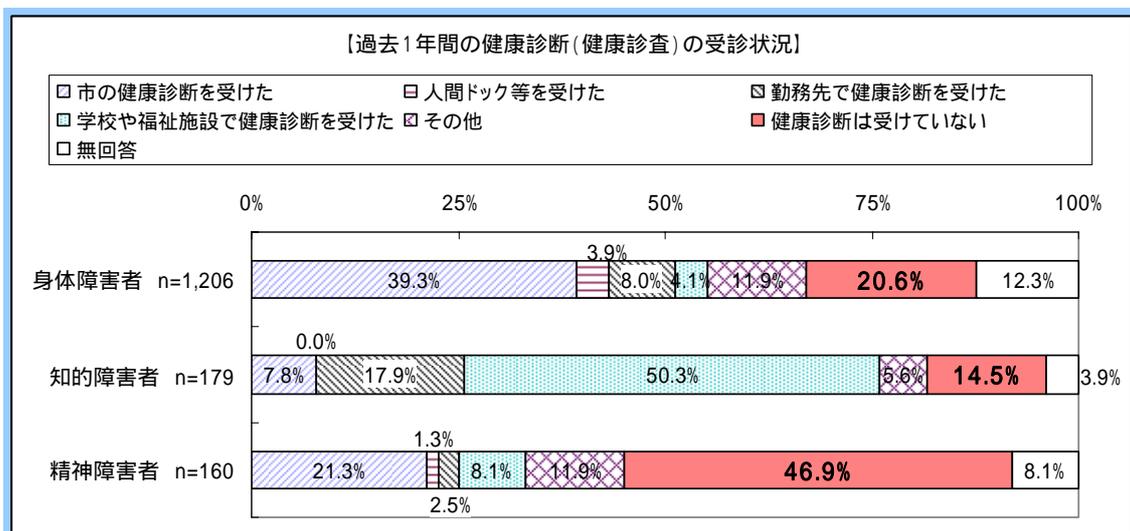
施策名	施策内容	担当課
権利擁護センターとの連携	障害福祉課窓口から困難事例について、権利擁護センターとの連携を図っていきます。	障害福祉課 生活福祉課
成年後見制度の普及と活用	判断能力が不十分な人も、サービスの選択・利用・苦情申し立てなど、利用者本位の介護保険サービスなどを適切に利用できるよう、「権利擁護センターあんしん西東京」を中心として、成年後見制度の普及と活用に努めます。	生活福祉課
地域福祉権利擁護事業の普及と活用	西東京市社会福祉協議会では、在宅生活をされている、痴呆症状や物忘れのある高齢者の方、知的障害、精神障害のある方などが適正なサービスを利用できるよう、各種サービスを利用する際の相談、助言、利用手続きなどの利用支援を行ったり、それに付随する公共料金や保険料の支払い、預貯金の出し入れなどの金銭管理を行う地域福祉権利擁護事業を行っています。市はこの事業の普及と活用の支援に努めます。	生活福祉課 (社会福祉協議会)

(2) サービスの質の確保・向上

施策名	施策内容	担当課
福祉サービス第三者評価システムの活用促進	サービス利用者がそれぞれに合う、質の高いサービスを選択するためには、サービスの質や事業者の経営などのわかりやすい情報が求められています。そこで、利用者でも事業者でもない第三者の目で、一定の基準に基づきサービスを評価し、その結果をわかりやすく公表していくことが必要となってきます。そのためのしくみが福祉サービス第三者評価です。第三者評価システムは平成15年度から東京都で実施しているしくみで、市はこのシステムを活用し、市が提供しているサービスの評価を進めるとともに、市内でサービスを提供するより多くの事業者にも普及・啓発を行います。	障害福祉課 生活福祉課

(3) 保健・医療体制の充実

施策名	施策内容	担当課
かかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及	だれもが身近な地域で適切な治療が受けられるよう医療体制を整えていくとともに、日ごろから安心して相談のできるかかりつけ医・かかりつけ歯科医の普及を図っていきます。	健康年金課
地域健康づくり・リハビリテーション等の展開	障害のある人などが、住み慣れた場所で安全にいきいきとした生活が送れるよう、保健・福祉・医療分野、地域住民、NPO、ボランティアを含めた地域社会のあらゆる資源を活用して行う地域での健康づくり・リハビリテーション等を展開します。	障害福祉課 健康年金課
在宅歯科診療の充実 (西東京市歯科医療連携推進事業の推進)	アンケート調査の結果では、身体障害者の67%、知的障害者の60%、精神障害者の53%が、在宅歯科診療を利用したいと回答していますが、そのような診療が行われていることを知らない人も多くみられたことから、今後は、西東京市歯科医師会と連携しながら、通院が困難な人への在宅歯科診療(自宅を訪問して診察を行う)の周知に努めていきます。	健康年金課 (西東京市歯科医師会)
健康診断(健康診査)の情報提供	アンケート調査の結果では、身体障害者の21%、知的障害者の15%、精神障害者の47%が過去1年間に健康診断(健康診査)を受けていない状況がわかりました。今後は、健康診査の受診方法などの情報提供に努めます。	健康年金課



施策名	施策内容	担当課
更生医療・育成医療の給付	18歳以上の身体障害者手帳所持者が、日常生活能力の回復を図るため、医学的方法によって障害の除去・改善、あるいは障害の程度を軽減させるために更生医療が行われ、その費用の全部または一部が公費で負担されます。18歳未満の場合は育成医療が給付されます。今後も対象者が適切な給付が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 子ども家庭支援センター
難病医療費等助成	国・東京都が指定する難病にかかっている方に対して、医療保険・介護保険(「介護療養型医療施設」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」)を適用した医療費から患者一部負担額(生計中心者の課税状況に応じ患者自己負担限度額)を控除した額を助成します。重症疾病またはそのほかの病気で重症度認定を併せて受けた方(日常生活に著しい支障があると東京都が認定した方)、生計中心者が住民税非課税の方の患者負担はありません。今後も対象者が適切な助成が受けられるよう制度の周知に努めます。	障害福祉課 東京都
自立支援医療(精神通院)	精神障害に関する適正な医療を普及するため、通院医療が適当である精神障害者が、病院、診療所、薬局において精神障害の医療を受ける場合、その医療に必要な費用の一部を助成します。	障害福祉課
在宅重症心身障害児(者)訪問(健診・看護)の実施	在宅の重症心身障害児(者)(重度の知的発達障害と重度の肢体不自由が重複する方)で、かつ18歳未満にその状態になった方に対して訪問健康診査・訪問看護を行います。訪問健康診査は、専門医師及び保健師が家庭を訪問して健康診断を実施し、指導助言をします。訪問看護は、看護師が家庭を週に1回程度訪問し、療育上の看護等を実施します。	東京都 多摩小平保健所
心身障害者医療費助成	身体障害者手帳1、2級(内部障害については1～3級)所持者または愛の手帳1、2度の方で、国民健康保険・健康保険等の加入者に対して、国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課
小児慢性疾患の医療費助成	18歳未満の児童(ただし、18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける場合は20歳未満まで延長が可能)で、指定された小児慢性疾患にかかっており、病状が認定基準を満たす人がその疾患にかかる治療を受けた場合に、医療保険の自己負担分を助成します。(所得に応じた自己負担あり)	子ども家庭支援センター

(4) 緊急時対策、防災・防犯対策の充実

施策名	施策内容	担当課
緊急メール通報システムの活用	聴覚または言語・音声などに機能障害がある人が 119 番通報できるよう、携帯電話や PHS から電子メールで消防車や救急車の要請ができるシステムを運用していきます。	東京消防庁 障害福祉課
災害時要援護者避難支援プランの作成	市では、災害時要援護者を対象とした災害時要援護者避難支援プランの作成を進めるために、防災知識等の啓発に努める必要があります。今後は、地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を講じながら、災害時要援護者登録制度の確立を目指します。	危機管理室 関係各課
防災訓練の充実	総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に防災市民組織を中心とした災害時要援護者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めていきます。	危機管理室
社会福祉施設等と地域の連携	施設入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠です。このため、施設と周辺地域の事業所、自治会等、及び施設相互間で災害時応援協定の締結に向けた促進を図ります。	危機管理室 障害福祉課
安否確認班による災害時要援護者の対策	震災時に市(福祉部及び子育て支援部)は、関係機関、防災市民組織、地域住民の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者の支援窓口となる「安否確認班」を設置し、安否確認や保護等の必要な対策及び調整を行います。	危機管理室 関係各課
医療等の体制の整備	緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、次のとおり体制整備等を多角的に研究・検討します。 都、関係機関及び近隣県との連携による体制の整備 保健活動班及び多摩小平保健所等による避難所・地域・応急仮設住宅等の巡回健康相談の体制の整備 都による巡回精神相談チーム等によるメンタルヘルスケア体制の整備 また、災害時要援護者が避難所等で生活していくために必要な福祉機器を確保するため、福祉機器の調達先及び輸送体制等について検討していきます。	危機管理室 関係各課 多摩小平保健所

施策名	施策内容	担当課
悪徳商法などの被害の防止	高齢者や障害者をはじめ、市民が悪質な事業者の勧誘などにより消費者被害にあわないよう、情報・啓発冊子等を発行したり、市報に「消費生活相談Q & A」を掲載するなどの情報提供を充実します。また、東京都、国民生活センターなど関係機関と連携し、消費者センターでの相談体制の充実に努めます。	生活文化課

5 自分にあった生き方ができるまちづくり

(個性と自己選択の尊重)

西東京市では、

一人ひとりのニーズにあったサービスを選択できるよう基盤整備を進めます。
自分の生活スタイルにあわせた暮らし方を選べるよう居住の場を整備します。
既存の社会資源を有効に活用していきます。

(1) 地域における生活基盤の整備

施策名	施策内容	担当課
グループホーム・ケアホームの整備	何らかの支援を必要とする障害者が少人数で居住する形態であるグループホーム・ケアホームは、障害者の地域生活支援の社会資源として重要であり、多様な主体の参入を図るとともに、民間住宅の活用など、整備方法についても検討を進めていきます。	障害福祉課 都市計画課
公営住宅の有効活用	市営住宅等の建て替えに際しては、障害者住宅やグループホームの確保を検討するなど、資源の有効活用に努めます。	都市計画課

(2) 福祉サービスの充実

施策名	施策内容	担当課
障害者自立支援法に基づくサービス提供体制の整備	障害者自立支援法に基づく各種サービスについては、「西東京市障害福祉計画」において将来のサービス量を見込んでおり、市として、サービスを必要とする人がいつでも必要なサービスを利用できるようサービス供給量の確保、提供体制の整備に努めていきます。	障害福祉課
在宅サービスの充実	住み慣れた地域で自立した生活をおくれるよう、ホームヘルプサービスや短期入所(ショートステイ)など在宅サービスの充実を図り、一人ひとりの多様なニーズに応えられる生活支援体制を整備します。	障害福祉課
地元の大学等、教育機関と連携した福祉人材の育成・確保	最新の知識や技術を身につけた学生の市内の福祉施設での実習受け入れや市や市内でほしい人材や技術についての意見交換など、地元の大学等と連携した福祉人材の育成・確保に努めます。	生活福祉課 福祉関係各課

施策名	施策内容	担当課
専門的人材の育成	<p>保健福祉サービスを支える優秀な人材を育成するため、民間事業者の養成研修と連携、情報提供に努めます。</p> <p>なお、平成23年度に開設予定の(仮称)障害者福祉総合センターでは、多目的室を設置し、講演会、研究会、学習会等を開催することにより、障害者福祉に必要な人材の育成・発掘や活用を図ります。</p>	生活福祉課 障害福祉課

6 情報提供・相談体制のしくみづくり

(自立した生活を支える基盤)

西東京市では、

市内で安心して気軽に相談を受けられるようにします。

ライフサイクルを通じて切れ目のない相談支援を受けられるようにします。

必要な情報がその情報を必要としている人にきちんと伝わるようにします。

聴覚や視覚に障害がある人にもきちんと情報が伝わるようにします。

知的障害がある人にも大切な情報が伝わるよう表示の仕方などを工夫します。

(1) 情報提供体制の充実

施策名	施策内容	担当課
福祉情報総合ネットワークの構築	福祉サービスや健康づくりに関する情報を市民一人ひとりに総合的・体系的に提供するため、ホームページを活用した総合的な福祉情報総合ネットワークを構築します。	生活福祉課
新しい相談形態、情報提供方法についての検討	障害の状況等に配慮した新しい相談形態、情報提供方法について検討を進めます。	障害福祉課
「障害者のしおり」の活用	障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子とします。また、有効な活用方法を検討し、必要な情報がその情報を必要としている方に的確に伝わるように努めます。	障害福祉課

(2) 相談体制の充実

施策名	施策内容	担当課
相談窓口の充実	<p>生活全般における様々な問題についての相談や、福祉サービス等の利用援助・情報提供などについては、障害福祉課相談窓口を中心にきめ細かく対応し、障害者の地域での生活を支援します。</p> <p>また、解決困難な課題(問題)に対しては、「権利擁護センターあんしん西東京」の苦情相談窓口や、専門性・第三者性を持つ「保健福祉サービス苦情調整委員会」を活用していきます。</p> <p>なお、(仮称)障害者福祉総合センターでは、相談支援の拠点として相談支援センターを設置し、地域生活支援サービスの利用相談、関係機関との連携・調整、施設入所者・退院可能な精神障害者の地域生活への移行支援等身体・知的・精神の3障害に対応した相談支援体制の整備を行います。</p>	障害福祉課 関係各課

施策名	施策内容	担当課
サービス利用にあたっての相談体制の充実	利用者自らが事業者を選択し、事業者と契約してサービスを利用するしくみでは、利用にあたっては適切な情報の取得が大切になってくることから、引き続き、障害福祉課相談窓口における情報提供・相談体制の充実に努め、利用者の円滑な利用を促進します。	障害福祉課
身体障害者相談員・知的障害者相談員活動の充実	民間の協力者が相談員となり、障害者または家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障害者相談員・知的障害者相談員については、今後、市全体の相談体制の中での役割を明確にし、充実を図っていきます。	東京都 障害福祉課
民生委員・児童委員の相談活動の充実	生活困窮者、高齢者、障害者、児童、母子など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行っている民生委員・児童委員の相談活動に対して、必要な情報の提供を行うなどの支援に努め、相談活動の充実を図ります。	生活福祉課
西東京市相談ネットワーク連絡会の充実	西東京市相談ネットワーク連絡会において、本市の相談ネットワーク形成における様々な課題を検討していきます。 なお、構成員は、市の企画部、福祉部、生活環境部、教育部と外部関係機関(児童相談所、警察署、保健所、小中学校校長、民生・児童委員、保護司、ハローワーク等)です。	関係各課

(3) コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実

施策名	施策内容	担当課
行政情報の点字化の検討	市が提供する各種情報や個人宛の配付物等については、音声サービス・朗読サービス等、及び、点字物・読み上げ二次元コード付の印刷物等の利用状況を把握しながら検討していきます。	秘書広報課 関係各課
市ホームページのユニバーサルデザイン対応の促進	西東京市 Web において、画面の表示サイズや色を簡単に操作できるツールの活用や、音声読み上げソフトへの対応など、誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう努めていきます。	秘書広報課
市役所における窓口対応方法の検討	市役所の窓口対応については、利用者の要望等を把握しながら、障害の状況に配慮した、より利用しやすい対応(ローカウンターの設置、手話や機器による対応等)に努めます。	関係各課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	派遣利用登録をした市内在住の身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者に対し、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思の疎通の円滑化を図ります。	障害福祉課
身体障害者電話使用料等の助成	18 歳以上で下肢・体幹及び内部障害にかかる身体障害者1・2級の方及び視覚障害者でファックスを設置している方に回線使用料・ダイヤル通話料等を助成します。	障害福祉課
郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度	身体に重度の障害をお持ちの選挙人の方は、申請により選挙管理委員会から『郵便投票証明書』の交付を受けることによって、自宅等において郵便による不在者投票ができます。 また、身体の不自由な方は、投票所で申し出ることにより、代理投票や点字投票ができます。	選挙管理委員会